

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年12月20日時点

🖱 クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

🖱 クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者に対して給付金を支給	事業復活支援金の支給	2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%未満減少した事業者 売上高50%以上の減少：上限 法人 250万円 、個人 50万円 売上高30%～50%未満の減少：上限 法人 150万円 、個人 30万円 ※法人の上限額は、売上高に応じて3段階	【準備中】
休業要請等に応じ、飲食店を休業・営業時間短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 なお、協力要請開始後のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の財源として自治体が自由度高く活用することが可能です	【中小企業】緊急事態措置区域 又はまん延防止等重点措置地域※ 20時までの時短要請 売上高に応じて1日 3～10万円 又は 20時までの時短要請 売上高に応じて1日 2.5～7.5万円 ※非認証店には、20時までの時短要請のみ まん延防止等重点措置地域において第三者認証店には、時短要請を行う場合は21時までの時短要請のみ。 それ以外の地域 (時短要請は、非認証店に対して20時までのみ) 時短要請を行う場合には 売上高に応じて1日 2.5～7.5万円 ※企業 時短要請を行う場合には 売上高減少額に応じて1日最大 20万円 ※中小企業も適用可能 (注) 詳細はリンク先のHPをご確認ください。	お近くの都道府県の窓口まで
緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響により売上が減少	月次支援金の支給 ※緊急事態宣言が解除された都道府県において時短営業等の要請が行われることにより、10月分まで支援を継続 ※10月分の申請期限：2022年1月7日(事前確認は12月28日まで)	対象月の売上 50%以上減の中堅・中小事業者 法人 20万円/月 、個人 10万円/月 を上限に支援	月次支援金事務局 相談窓口 申請者専用：0120-211-240 IP電話等：03-6629-0479 (受付時間：8:30～19:00土日祝日含む全日対応、12/29～1/3を除く)
酒類を提供する飲食店への休業要請、酒類の提供停止の要請の影響で売上が減少する酒類販売事業者への支援	酒類販売事業者支援 ※緊急事態宣言が解除された都道府県において時短営業等の要請が行われることに鑑み、10月分まで支援を継続	月次支援金の給付(売上50%以上減の場合、売上減少分を給付(上限：法人20万円/月、個人10万円/月))について、酒類販売事業者に対し、 ・要件を緩和し、給付対象を売上30%以上減の事業者に拡大(注) (7月～10月についてはさらに、2ヶ月連続、売上15%以上減でも給付対象とする柔軟な運用) ・売上50%以上減の事業者： 上限 法人 40万円 、個人 20万円 (注) ・売上70%以上減の事業者： 上限 法人 60万円 、個人 30万円 (注) ・売上90%以上減の事業者(7月～10月)： 上限 法人 80万円 、個人 40万円 (注) (注) 具体的な支援策(支援額等)は都道府県ごとに異なるため、各都道府県にご確認ください。	お近くの都道府県の窓口まで
緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う時短要請等に応じ大規模施設等を営業時間短縮等	時短要請等に応じた集客力の高い大規模施設等への協力金の支給	①時短要請等に応じた大規模施設(1,000㎡超)自己が利用する休業面積1,000平米毎に 20万円/日 (営業部分) +テナント等向け協力金単価の 1割相当額 ②上記施設のテナント等各テナント等の休業面積100平米毎に 2万円/日 (注) 都道府県独自の休業要請等も対象	お近くの都道府県の窓口まで
新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けたイベント業界について感染拡大防止対策を徹底しつつ、需要喚起を実施	イベントワクワク割	➢感染症の感染状況を踏まえつつ、一定期間に限定して、官民一体型の需要喚起策を実施 ➢キャンペーン期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引等を行う(2割相当分) ➢消費者が安心してイベントに参加できる環境を醸成するため、ワクチン接種者又は検査陰性者を支援対象とする 対象イベント・エンターテインメント例 テーマパーク、音楽ライブ、映画、演劇、伝統芸能、オンラインイベント、スポーツ観戦参加、美術館、博物館等	イベント主催者・参加者専用窓口 0570-005-272 03-6704-4105 (IP電話) (受付時間：平日8:30～17:30、土日祝日10:00～19:00)
緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園	J-LODlive2補助金	《キャンセル費用支援》 上限 2,500万円 (補助率 10/10) (公演の開催に関係する固定費、全国77の一の一部である地方公演等も対象) 《再開支援》 上限 3,000万円 (補助率 1/2) ※補助金交付までのつなぎ融資も実施	J-LODlive2補助金事務局 映像産業振興機構(VIPO)まで 0120-68-7322 (受付時間：土日祝日を除く 10:00～17:00)
【文化芸術・スポーツ】コロナ禍により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図る／コロナ禍のスポーツイベント等の開催を支援	コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業 全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業	<ARTS for the future! 2> 不特定多数の者に公開する公演や展覧会等の活動を行い収入等上げる積極的な活動経費を最大 2,500万円 補助等 <結団体によるアートキャラバン> 全国規模で質の高い公演等の実施や配信、地域の文化芸術関係団体・芸術家を中心に取り組む地域連携活動等について地域毎に最大 5,000万円 補助 <全国規模のスポーツイベント等の開催等支援> 国内外の試合開催時の感染対策・広報・コロナ禍における体験機会の提供拡大等に必要費用の一部を補助	ARTS for the future! 2 【準備中】 統括団体によるアートキャラバン 【準備中】 スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当) TEL：03-6734-3943 (受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)
文化施設の活動継続・発展とウィズコロナを見据えた活動再開・再生に向けた支援を実施	文化施設の活動継続・発展等支援事業	文化施設における感染防止対策のための費用や「新たな活動」に向けた配信等に必要な機材等の環境整備を支援(補助率：1/2)	【準備中】

事業を守る

新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた商店街等について感染拡大防止対策を徹底しつつ、需要喚起を実施	がんばろう！商店街事業 ※事業の開始時期については、感染状況等を踏まえ調整中	イベント実施やWebサイト制作、商品開発等に係る費用について、1申請あたり以下の上限額まで支援 ① 1者による単独申請 1申請当たり 400万円以上 (200万円まで定額支援) ② 2者連帯による申請 1申請当たり 800万円以上 (300万円まで定額支援) ③ 3者以上の連帯による申請 1申請当たり 1,600万円以上 (600万円まで定額支援) ※定額を超えた額については、商店街等が1/2を自己負担 ※ワクチン・検査パッケージの導入に伴う費用を支援対象に追加	がんばろう！商店街事務局 03-5544-7612 (受付時間：土日祝日を除く 10:00～18:00)
飲食店の第三者認証制度等の活用による安全・安心の確保を前提とした仕組みとともに、飲食事業の需要喚起策を実施	Go Toイート事業	◆地域で登録されている飲食店で使えるプレミアム付食事券を、都道府県単位の事業者が域内で販売 ◆事業は、感染状況を踏まえて各都道府県毎に実施。事業実施期間は3ヶ月間 ※12月15日までとしていた事業期限は、令和3年度補正予算により延長 ◆プレミアム率は 25% 又は 20% (都道府県により異なる)	コールセンター 0570-029-200 (050-3734-1523) (受付時間：年末年始(12月29日から1月3日)を除く10:00～17:00)
居住地と同一県内の旅行・隣接都道府県からの旅行者による県内旅行による県内旅行を支援／感染防止対策等を実施する宿泊事業者を支援	地域観光事業支援	居住地と同一県内の旅行・隣接都道府県からの旅行者による県内旅行※1について 1人当たり 5千円 ※2・商品代金の 50% 支援 前売り宿泊・旅行券の発行 ※1 ワクチン・検査パッケージの活用等の要件あり ※2 地域観光振興するクーポン等を実施すると 2千円 を前払支援 宿泊事業者による感染防止対策等への支援※ 1施設最大500万円 ※サモグラフィ等の購入・ワーケーションスペース設置等に活用可能	居住地と同一県内の旅行支援について 【東日本担当】 【西日本担当】 観光庁観光地域振興課 観光庁外客受入参事官室 TEL：03-5253-8328 TEL：03-5253-8972 (受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15) 宿泊事業者による感染防止対策等への支援について 【東日本担当】 【西日本担当】 観光庁観光産業課 観光庁外客受入参事官室 TEL：03-5253-8330 TEL：03-5253-8972 (受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15)
ワクチン接種証明等の活用による安全・安心の確保を前提とした仕組みとともに、新たな観光需要喚起策を実施	Go Toトラベル事業 ※専門家の意見を踏まえ、年末年始の感染状況を改めて確認した上、国土交通大臣が関係大臣と協議し実施時期を決定	ワクチン・検査パッケージの活用等により安全・安心を確保した上で、旅行・宿泊商品の割引等を実施予定。 ＜施策概要：再開時～GW前＞ 旅行商品割引率： 30% 割引上限額： 10,000円 (交通・宿泊商品の場合) クーポン券： 3,000円 (平日の場合) ※GW後は都道府県による事業とし、地域の実情に応じて柔軟に割引率等を設定。	Go To トラベル事務局コールセンター ＜一般利用者の方＞ TEL[1]：0570-002442 TEL[2]：03-6636-9457 (受付時間：10:00～19:00 ※年中無休) ＜事業者の方＞ TEL[1]：0570-017345 TEL[2]：03-6747-3986 (受付時間：10:00～19:00 ※年中無休)
地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化を図る	地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化	＜地域計画の作成支援＞ 中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン(地域計画)の作成に向け、専門家派遣等による伴走支援 ＜地域計画に基づく事業支援＞ 観光地の宿泊施設の大規模改修、景観改善等に資する廃屋撤去支援等に最大 1億円 補助	観光庁観光産業課 TEL：03-5253-8330 (受付時間：平日10:30～18:30)
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限：令和4年3月末まで	3年間実質無利子 最長5年間元本据置 公庫(国民) 最大 6千万円 公庫(中小)・商工中金 最大 3億円	日本公庫 → 0120-154-505 (受付時間：平日のみ9:00～17:00) 商工中金 → 0120-542-711 (受付時間：平日9:00～17:00・土曜9:00～15:00)
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて需要が減少した米穀の販売促進等を通じた市場環境の整備	米価下落を受けた対応策(コロナ影響緩和対策)	感染症拡大の影響による需要減に相当する15万トンの米穀について、 ①集荷団体と実需者等が連携して行う 長期計画的な保管 (補助率 定額) ②中食・外食事業者等への販売促進補助率 1/2以内 ③子供食堂等の 生活弱者への提供 (補助率 定額)を支援し、 需給の安定 に向けた市場環境を整備	農林水産省農産局企画課 03-6738-8973 (受付時間：平日9:30～18:15)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 第4回公募：12月21日締切 第5回公募：令和4年1月中旬公募開始予定	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、上限 1億円 までを最大 2/3 (中堅は 1/2)で補助 さらに時短営業の飲食店や外出自粛の影響で本年1～9月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助率を 3/4 (中堅は 2/3)に引き上げ(上限1,500万円)	事業再構築補助金事務局 ＜ナビダイヤル＞0570-012-088 ＜IP電話＞03-4216-4080 (受付時間：日曜祝日を除く9:00～18:00)
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠) 5次締切：令和4年1月12日 6次締切：令和4年3月9日	小規模事業者には 最大100万円 まで 3/4 補助 さらに緊急事態宣言の影響で本年1～9月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助金総額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円→最大 50万円 に引き上げ	小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠) コールセンター 電話：03-6731-9325 (受付時間：土日祝日を除く9:30～17:30)
物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発を支援	ものづくり補助金 (低感染リスク型ビジネス枠) 9次締切：令和4年2月8日	対人接触機会の減少に資する製品・サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援 最大 1,000万円 まで 2/3 補助	ものづくり補助金事務局 サポートセンター 050-8880-4053 (受付時間：土日祝日を除く10:00～17:00)
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業	中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して 2/3 補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要	環境省 地球温暖化対策事業室 0570-028-341 (受付時間：土日祝日を除く10:00～18:00)

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年12月20日時点

🖱️ クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

🖱️ クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、
詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※特例措置について、現行の助成内容は令和3年12月末まで ※特例措置は、令和4年3月末まで(予定)	一定の要件を満たす場合 休業手当等の 最大 10/10 を助成 (日額最大 15,000円)	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (受付時間：毎日9:00～21:00)	オンライン申請の詳細はこちらをクリック
休業期間中賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 ※特例措置について、現行の助成内容は令和3年12月末まで ※特例措置は、令和4年3月末まで(予定)	中小企業で働く従業員 (パート・アルバイト含む)に対して 日額最大 11,000円 を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (受付時間：平日8:30～20:00、 休日8:30～17:15)	
在籍出向で雇用を維持したい／ 在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用 1人当たり最大 15万円 助成	お近くの都道府県労働局または ハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (受付時間：毎日9:00～21:00)	
感染症の影響を受けている離職者※ を雇いたい ※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む	トライアル雇用助成金	3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県労働局または ハローワークまで	
新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援	小学校休業等対応助成金・支援金 2021/8～10月休暇分：2021/12/27申請期限 2021/11～12月休暇分：2022/2/28申請期限 (注1)休暇対象期間を令和4年3月末まで延長 (注2)助成金と支援金でリンク先が異なります	一定の要件を満たす場合 休暇中の賃金相当額 × 10/10 を助成 (日額最大 15,000円) 委託を受けて個人で 仕事をする保護者の場合 1日当たり最大 7,500円(定額) を助成	コールセンター 0120-60-3999 (受付時間：土日祝日含む9:00-21:00)	
給付金を受給しながら職業訓練を受講する	求職者支援制度 職業訓練受講給付金 特例措置は令和4年3月31日まで	雇用保険を受給できない方に 月10万円 の給付金と 無料の職業訓練 の支援	住所地を管轄するハローワークまで	
介護・障害福祉分野の就職を支援	介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	介護訓練修了後に介護・障害福祉分野に就職した場合、 20万円 の貸し付け 2年間 継続して 従事した場合 返済免除	就職した又は就職を予定している事業所の所在の都道府県・都道府県社会福祉協議会まで	
安定した仕事を 得たいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に 月額 10万円 、最長 4年 最短 6か月 の デジタル分野等の 民間資格等も対象に	お住いの都道府県・市区町村まで	

雇用を守る

生活を守る

我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く	子育て世帯への臨時特別給付	児童を養育している者の年収が960万円以上 ^{注1} の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち ^{注2} に一人当たり 10万円相当 の給付 (注1)扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合のみ (注2)平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童	子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-526-145 (受付時間：9:00～20:00土日祝を含む、12/29～1/3休)
様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり 10万円 の現金を給付 <対象者> 1. 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。） 2. 上記1のほか新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事態にあると認められる世帯	子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-526-145 (受付時間：9:00～20:00土日祝を含む、12/29～1/3休)
新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための支援	学生等の学びを継続するための緊急給付金	高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金・授業料等減免）の利用者又は一定の要件をもとに大学等が総合的に判断の上、推薦する者に対して、一律 10万円 を給付 ※対象学生：国公私立大学（大学院を含む）・短大・高専・専修学校専門課程・法務省告示に指定される日本語教育機関（注）留学生を含む	各大学等の学生課等の窓口まで
生活が苦しい子育て世帯の方々に	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、その他住民税非課税の子育て世帯に、児童一人当たり 一律5万円 を支給	〈ひとり親世帯〉 コールセンター 0120-400-903 〈住民税非課税の子育て世帯〉 コールセンター 0120-811-166 (受付時間：土日祝日を除く9:00～18:00)
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間:令和4年3月31日まで	令和4年1月以降新規申請の方は最大 80万円 （二人以上世帯） 最大 65万円 （単身世帯） 令和4年12月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について返済開始時期を 令和5年1月 に延長	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)
収入減で生活が苦しい ※緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯の方へ	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請期間:令和4年3月31日まで	緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した／不承認とされた一定の世帯等 [※] に対して単身世帯 6万円 、二人世帯 8万円 、三人以上世帯 10万円 を 3ヶ月間 支給 初回支給に加えて、 3ヶ月間の再支給 も可能 ※令和4年1月以降は緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り続けた／令和4年3月までに借り終わる一定の世帯も対象	コールセンター 0120-46-8030 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間なし (3か月間再支給の申請は令和4年3月31日まで)	原則3か月、最長9か月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00)
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金貸付	月上限 4万円 × 12か月 の住宅貸借資金の無利子貸付 1年就労継続なら 一括償還免除	お住いの都道府県まで（指定都市にお住いの方は市役所まで）
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口 または 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (受付時間：土日祝日を除く9:00～20:00)
望まない孤独や孤立などの悩みに寄り添います	孤独・孤立等に関する支援制度、相談窓口 ※窓口のリンク先は右記を御確認ください	国・地方公共団体の 支援制度 や 相談窓口 を御案内しています。 また、孤独・孤立で悩む方に向けて様々な活動を行う NPO等 を支援します。 詳しくは右記リンク先を御確認ください。	<悩みを抱えている方へ> 国の支援制度や相談窓口はこちら 地方公共団体の相談窓口はこちら <NPO等の皆さま> 政府の緊急支援策のご案内はこちら

詳細はこちらをクリック

詳細はこちらをクリック

詳細はこちらをクリック

生活を守る